

オランダの 児童虐待防止制度

児童福祉法33条相当の法律がなくても
成功している先進事例

—— 日本の児童相談所制度との比較から学ぶ ——



日本の児童福祉法33条は、司法審査なき強権で家族を引き裂いている

⚠ 日本の問題点



① 親が同意すれば司法審査なし、不同意の場合の審査は司法の独立が無く形骸化



② 低い専門性
(専門学校卒程度)



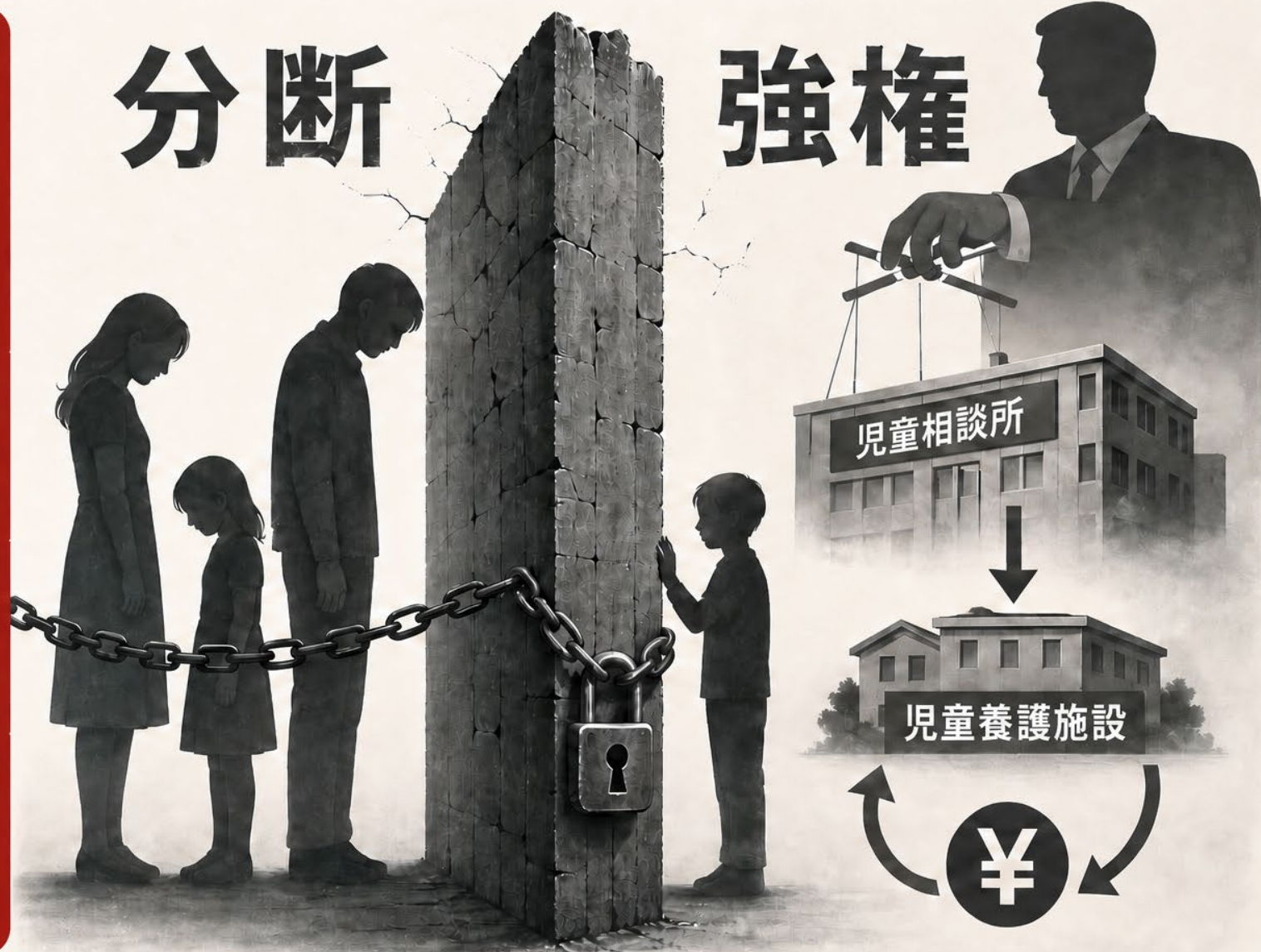
③ 面会通信遮断による
家族破壊



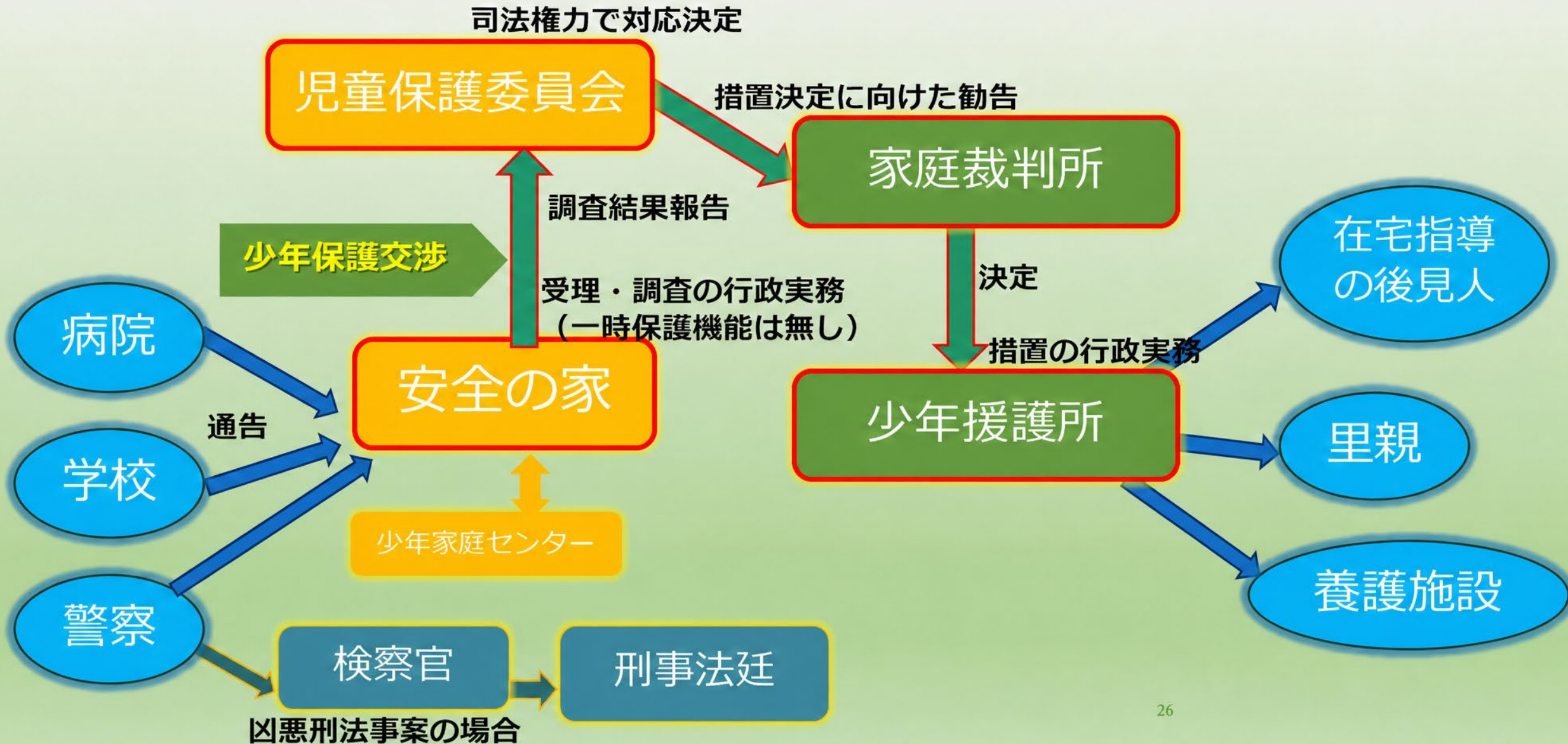
④ 児童養護施設との
利権構造

分断

強権



オランダの児童虐待防止制度



専門性と人権保護の違い

日本の児童相談所



- 職員：専門学校卒程度



- 一時保護：事実上行政判断のみ



- 面会通信：遮断



- 再統合：統合まで長期間、場合によると成年まで

オランダの児童保護



- 児童保護委職員：
弁護士・医師など高度専門職



- 家族分離：司法判断必須



- 保護中：通信・面会維持、定期報告



- 家族監督命令(OTS)：最大1年で再統合



オランダの成功の鍵：

高い専門性 × 司法審査 × 家族重視



児童福祉法33条がなくても 児童保護は成立する

—日本の改革への希望—



1 オランダ：33条相当の法律なし
→ 児童虐待防止成功



2 母娘亡命事件：
日本は家族分離、オランダは再統合



3 成功の鍵：
家族の絆重視 + 司法審査 + 専門性



 **これが日本で出来ないはずはない！**